４２７６

2015 年５月 11 日
経済法令研究会

『金融検査マニュアル【平成 26 年６月】』
補　　遺

本書発行後、本年３月 26 日と４月 21 日に「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」が一部改定されましたので、その内容および本書の該当箇所を「補遺」として下記のとおりまとめました。

記

62 頁

◆上から 20 行目と 21 行目の間に次の文章を挿入し、21 行目の（ⅲ）を（ⅴ）に、24 行目の（ⅳ）を（ⅵ）に変更

（ⅲ）顧客の重要情報について、アクセス記録を保存し、検証しているか。

（ⅳ）顧客の重要情報へのアクセスについて、管理者と担当者の分離等により相互牽制を図っているか。

234 頁

◆上から 17 行目と 18 行目の間に次の文章を挿入

・　流動性カバレッジ比率の算定に関する方針

235 頁

◆上から 13 行目と 14 行目の間に次の文章を挿入し、14 行目以下の見出し番号⑤～⑧を⑥～⑨に変更

⑤【情報開示】

取締役会等は、法令等に定める流動性に係る経営の健全性の状況に関する情報開示について、その趣旨を十分に踏まえ、適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。

◆本文の下から６行目と５行目の間に次の文章を挿入

・　流動性カバレッジ比率の算定プロセスの適切性

237 頁

◆上から 20 行目と 21 行目の間に次の文章を挿入

・　流動性カバレッジ比率の算定プロセスに関する取決め

◆本文の下から９行目と８行目の間に次の文章を挿入し、９行目以下の（ⅳ）～（ⅵ）を（ⅴ）～（ⅶ）に変更

（ⅳ）流動性リスク管理部門の管理者は、流動性カバレッジ比率を正確に算定する上で、プロセスを明確化した手順書等を定め、正確な元データを入手し、算定する態勢を整備しているか。

238頁

◆上から３行目の（ⅶ）を（ⅷ）に変更

242頁

◆【検証ポイント】の上から２行目と３行目の間に次の文章を挿入

・　本章においては、流動性カバレッジ比率について、「銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」（平成26年金融庁告示第60号。以下「告示」という。）の定めるところにより、正確に算出されているかを検査官が検証するためのチェック項目を記載している。なお、本チェック項目により具体的事例を検証する際には、告示の他、監督指針等を踏まえる必要があることに留意する。

◆本文の最終行の下に次の文章を挿入

３．流動性カバレッジ比率の算定の正確性

国際統一基準適用金融機関にあっては、以下の項目に留意して流動性カバレッジ比率の算定を行うものとする。

①【流動性カバレッジ比率の算式】

流動性カバレッジ比率は、告示第２条又は第８条の定めに従って算出されているか。

②【算入可能適格流動資産の合計額】

流動性カバレッジ比率の算式における算入可能適格流動資産の合計額は、告示第３条の定めに従って算出されているか。

（ⅰ）レベル１資産は、告示第９条に掲げる要件を満たしているか。

（ⅱ）レベル２Ａ資産は、告示第10条に掲げる要件を満たしているか。また、以下の項目に留意しているか。

・　レベル２Ａ資産の判定においては、過去の市場流動性ストレス期における価格下落率若しくは担保掛目の下落幅を確認することが求められているが、例えば、債券の格付及び残存期間について、十分に細分化した上で判定を行うなど適切な確認を行っているか。

（ⅲ）レベル２Ｂ資産は、告示第11条に掲げる要件を満たしているか。また、以下の項目に留意しているか。

・　レベル２Ｂ資産の判定においては、過去の市場流動性ストレス期における価格下落率若しくは担保掛目の下落幅を確認することが求められているが、例えば、債券の格付及び残存期間について、十分に細分化した上で判定を行うなど適切な確認を行っているか。

（ⅳ）レベル１資産、レベル２Ａ資産又はレベル２Ｂ資産が告示第14条の規定により、適格レベル１資産、適格レベル２Ａ資産又は適格レベル２Ｂ資産として取り扱われる場合、告示第15条に定める自由処分性、第16条に定める管理の適正性及び第17条に定める自由移動性の要件を全て満たしているか。

③【純資金流出額】

流動性カバレッジ比率の算式における純資金流出額は、告示第４条、第18条及び第61条の定めに従って算出されているか。

④【資金流出額】

告示第５条に定める資金流出額の算出にあたり、以下の項目に留意しているか。

（ⅰ）告示第21条に定める「準安定預金」について、内部管理として追加的な区分を設定する必要があるか否か検討し、必要があると認められる場合には適切な区分を行っているか。また、過去の流動性ストレス期における資金流出の割合の実績を踏まえた資金流出率の設定を行っているか。さらに、過去の流出率をそのまま適用する

ことなく、現在の準安定預金の構成に当てはめた場合にも資金流出率が10%を超える蓋然性が十分に低いか等について検証しているか。

（ⅱ）金融機関が告示第29条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例を用いて具体的な計算方法を定めている場合には、適格オペレーショナル預金の額の推計方法が適格業務要件、オペレーショナル預金要件、定量的基準及び定性的基準を満たす形で設定されているか。

（ⅲ）金融機関が告示第38条に規定するシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を用いて具体的な計算方法を定めている場合には、そのストレス・シナリオの設定及び金額の推計方法がストレス・シナリオの選定基準、定量的基準及び定性的基準を満たす形で設定されているか。

（ⅳ）告示第53条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」について、内部管理を踏まえた適切な区分を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。

（ⅴ）告示第60条に定める「その他契約に基づく資金流出額」について、流動性リスク管理上の重要性を踏まえた適切な設定を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。

⑤【資金流入額】

告示第６条に定める資金流入額の算出にあたり、以下の項目に留意しているか。

・　告示第73条に定める「その他契約に基づく資金流入額」について、流動性リスク管理上の重要性を踏まえた適切な設定を行っているか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。

⑥【使用の継続】

告示第35条第２項のネッティング（資金流出額及び資金流入額の計算過程において、一定の額との相殺を行うことをいう。）の取扱いや、第29条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例及び第38条に規定するシナリオ法を採用している場合にはそれらの取扱いなど、流動性カバレッジ比率の計算方法に関して金融機関に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した、かつ保守的な計算方法を採用しているか。

⑦【その他の留意事項】

（ⅰ）告示第１条第19号に規定する「金融機関等」については、「流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」を除くこととされている。この際、例えば、資金流出額を減少させることによって流動性カバレッジ比率を高めることを目的として、重要性が認められる者を意図的に「金融機関等」の定義から除外するなど不適当な取扱いを行っていないか。

（ⅱ）連結流動性カバレッジ比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等については、算入可能適格流動資産をゼロとするなど保守的であることが担保される場合に限り、簡便的な計算をすることも可能である。この際、例えば、連結総資産（連結総負債）に占める資産（負債）の割合が非常に大きな金融機関に対して当該計算を適用したり、オフ・バランスシートにおいて多額の資金流出が見込まれるにも関わらず、これを考慮しないまま小規模の連結子法人等であるとして当該計算を適用するなど不適当な取扱いを行っていないか。

（ⅲ）「過去の流動性ストレス期」の判定においては、2007年以降（我が国においては、2008年以降）まで遡ることを基本としつつ、可能な範囲で1990年代後半のデータ等を参照することとされている。この際、データが入手可能であり、かつ過去の流動性ストレス期としての要件を満たしていた時期について、適切に判定の対象として含めているか。

264 頁

◆【検証ポイント】の上から６行目と７行目の間に次の文章を挿入

・ インターネットを利用したサービスの普及等に伴い顧客利便性が飛躍的に向上する一方で、サイバー攻撃の手口が巧妙化し影響も世界的規模で深刻化しており、金融機関においてはサイバーセキュリティを確保することが喫緊の課題となっている。

　経営陣においては、サイバー攻撃による顧客、取引先の被害を防止し、安定したサービスを提供するため、サイバーセキュリティ管理態勢を構築し、状況の変化に対応し継続的に改善していくことが求められている。

◆下から４行目の「～システム障害」の後に次の文章を挿入

やサイバーセキュリティ事案[1]（以下「システム障害等」という。）

◆下から２行目と１行目の間に次の文章を挿入し、下から１行目の（ⅱ）を（ⅳ）に変更

（ⅱ）取締役は、システム障害等発生時において、自らの果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。

（ⅲ） 取締役会等は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。

　また、取締役会等は、サイバーセキュリティについて、例えば、以下のような態勢を整備しているか。

- サイバー攻撃に対する監視体制
- サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制
- 組織内ＣＳＩＲＴ（Computer Security Incident Response Team）等の緊急時対応及び早期警戒のための体制
- 情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 等

265頁

◆上から４行目の（ⅲ）を（ⅴ）に変更

◆本文の下から 15 行目末尾・２行目末尾の注番号１・２を２・３に変更

◆本文の下から 12 行目の下に次の文章を挿入

　また、取締役会等は他社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢をＰＤＣＡ サイクルにより継続的に改善しているか。

◆脚注欄１の上に次の文章を挿入し、番号１・２を２・３に変更

１ サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やＤＤｏＳ 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。

266 頁

◆上から５行目・23 行目・27 行目の注番号３～５を４～６に変更

◆脚注欄の番号３～５を４～６に変更

268 頁

◆下から３行目の「～システム障害～」を「～システム障害等～」に変更

270 頁

◆下から８行目と７行目の間に次の文章を挿入

（ⅴ）セキュリティ管理者は、セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキ

ュリティ教育（外部委託先におけるセキュリティ教育を含む）を行っているか。

271頁

◆上から 11 行目と 12 行目の間に次の文章を挿入し、12 行目の見出し番号⑵を⑶に、19 目の見出し番号⑶を⑷に変更

⑵ 【情報資産の保護】

（ⅰ）金融機関が責任を負うべき顧客の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。

顧客の重要情報の洗い出しにあたっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。

・ 通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ
・ 障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ
・ ＡＴＭ（店舗外含む）等に保存されている取引ログ 等

（ⅱ）洗い出した顧客の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。

また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。

・ 情報の暗号化、マスキングのルール
・ 情報を利用する際の利用ルール
・ 記録媒体等の取扱いルール 等

（ⅲ）機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。

なお、「機密情報」とは、暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、顧客に損失が発生する可能性のある情報をいう。

（ⅳ）機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。

（ⅴ）情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。

◆下から 22 行目～下から３行目を次の文章に変更

⑸【インターネットを利用した取引の管理】

（ⅰ）インターネットバンキングの犯罪手口が高度化・巧妙化し、被害が拡大していることを踏まえ、リスク分析、セキュリティ対策の策定・実施、効果の検証（顧客に対する対策普及状況を含む）、対策の評価・見直しなどを行う態勢を整備しているか。

その際、情報共有機関等を活用して、犯罪の発生状況や犯罪手口に関する情報の提供・収集を行うとともに、有効な対応策等を共有し、自らの顧客や業務の特性に応じた検討を行った上で、今後発生が懸念される犯罪手口への対応も考慮し、必要な態勢の整備に努めているか。

（ⅱ）セキュリティ対策については、犯罪手口に対する個々のセキュリティ対策の強度を検証した上で、顧客属性を勘案し、複数の対策を組み合わせるなど、犯罪手口の高度化・巧妙化（例えば「中間者攻撃」や「マン・イン・ザ・ブラウザ攻撃」など）に対応した対策を講じているか。

認証方式や不正防止策として、以下のような対策事例がある。

・ 可変式パスワードや電子証明書などの、固定式のＩＤ・パスワードのみに頼らない認証方式
・ 取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証

・ ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行うトランザクション認証
・ 取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供
・ 利用者のパソコンのウィルス感染状況を金融機関側で検知し、警告を発するソフトの導入
・ 電子証明書をＩＣ カード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒体・機器へ格納する方式の採用
・ 不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備等

（ⅲ）リンク等によって生じうるサービス提供主体についての誤認を防止するための対策を講じているか。

（ⅳ）システムのダウン又は不具合により、適正な処理がなされなかった場合、それを補完する態勢となっているか。また、システムダウン等が発生した場合の責任分担のあり方についても、明確に示しているか。

（ⅴ）顧客からの苦情・相談（不正取引の発生を含む）等を受け付ける態勢を整備しているか。

（ⅵ）マネー・ローンダリング防止等の観点から取引時確認を行っているか。

（ⅶ）顧客情報の漏洩、外部侵入者及び内部の不正利用による顧客データの改ざん、書き換え等を防止する態勢を整備しているか。

（ⅷ）インターネットを利用した取引が非対面であるということに鑑み、顧客との取引履歴等について改ざん・削除等されることなく、必要に応じて一定期間保存されているか。

（ⅸ）顧客に求められるセキュリティ対策事例を顧客に対して十分に周知しているか。顧客自らによる早期の被害認識を可能とするため、顧客が取引内容を適時に確認できる手段を講じているか。また、新たな犯罪の手口が発生するなど必要な場合、速やかにかつ顧客が容易に理解できる形で周知しているか。

不正取引を防止するための対策が利用者に普及しているかを定期的にモニタリングし、普及させるための追加的な施策を講じているか。

（ⅹ）不正取引に係る損失の補償については、預貯金者保護法及び全国銀行協会の申合せの趣旨を踏まえ、顧客対応方針を定め、顧客対応態勢を整備しているか。

◆下から２行目の見出し番号⑸を⑹に変更

272 頁

◆上から６行目と７行目の間に次の文章を挿入し、７行目の見出し番号２を３に変更

２．サイバーセキュリティ管理

⑴ 【サイバーセキュリティ対策】

（ⅰ）サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。

・ 入口対策（例えば、ファイアウォールの設置、抗ウィルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入等）
・ 内部対策（例えば、特権ＩＤ・パスワードの適切な管理、不要なＩＤ の削除、特定コマンドの実行監視 等）
・ 出口対策（例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断 等）

（ⅱ）サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。

・ 攻撃元のＩＰ アドレスの特定と遮断

・ ＤＤｏＳ 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能
・ システムの全部又は一部の一時的停止 等

（ⅲ）システムの脆弱性について、ＯＳの最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。

（ⅳ）サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。

⑵ 【コンティンジェンシープランの策定】

サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。

⑶ 【人材育成】

サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。

273 頁

◆下から４行目・３行目の「システム障害～」を「システム障害等～」に変更

274 頁

◆上から４行目・６行目・８行目・11 行目・13 行目・15 行目・16 行目の「システム障害～」を「システム障害等～」に変更

◆上から 23 行目の見出し番号３を４に変更

275 頁

◆上から４行目・23 行目の「～システム障害～」を「～システム障害等～」に変更

◆本文の下から 17 行目の見出し番号４を５に変更

◆本文の下から 14 行目の「～外部委託の実施前に～」を「～外部委託（二段階以上の委託を含む。）の実施前に～」に変更

◆本文の下から 17 行目・14 行目・７行目・５行目の注番号６～８を７～９に変更

◆本文の最終行の下に次の文章を挿入

また、外部委託先が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。

◆脚注欄の番号６～８を７～９に変更

276 頁

◆上から２行目・13 行目および本文の下から 12 行目・１行目の注番号７～10 を８～11 に変更

◆上から２行目の「～外部委託した業務に～」を「～外部委託した業務（二段階以上の委託を含む。）に～」に変更

◆本文の下から 14 行目の見出し番号５を６に変更

◆脚注欄の番号９を 10 に変更

277 頁

◆本文の下から３行目の見出し番号６を７に変更

◆脚注欄の番号 10 を 11 に変更

以　上